

Title	R. H. Snape: - English monastic finances in the later Middle Ages.
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.9 (1926. 9) ,p.1185(135)- 1196(146)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260901-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が刊行された。

工業獎勵運動の反對論には George Logan 國父の Five Letters addressed to the Yeomanry of the United States, containing some Observations on the dangerous scheme of Governor Duer and Mr. Secretary Hamilton to establish National Manufactures. By a Farmer. (Philadelphia, 1792.) など。當時は農業に關する利害問題は最高潮に達したかの觀がなかつた。とつて Samuel Deane, The New England Farmer or Geographical Dictionary. (Worcester, 1790.); J. B. Bordley, Sketches on Rotations of Crops and other Rural Matters. (Philadelphia, 1792.) の國策家終年〇 Essays and Notes in Husbandry (Philadelphia, 1793.) 等々發表された。又西部の土地並に土地所有權の問題に對つて注意を喚起するに至つたに關する著書に Robert Mooris の序文をもつ Observations on the North American Land Company lately instituted in Philadelphia. (1796.); John Rutherford 國父〇 Cautionary Hints to Congress respecting the Sale of the Western Lands. (Philadelphia, 1796.); Barnabas Bidwell 國父著 The Susquehannah Title stated and examined. (Catskill, 1796.) 及び Abraham Bishop, Georgia Speculation Unveiled. (Hartford, 1797-8.) が著せられた。

猶此十八世紀末に於て注意すべき著書に An Historical Account of the Rise, Progress and Present State of the Canal Navigation in Pennsylvania, (Philadelphia, 1795.) の米國版〇 Godwin, Enquiry Concerning Political Justice. (Philadelphia, 1796.) の出版なども。

新刊紹介

R. H. Snape, English Monastic Finances in the Later Middle Ages. 8vo. pp. IX & 190.

Cambridge, 1926.

英蘭に於ける僧院の解散 (the Dissolution) が如何なる理由に依つて惹起されたかは確かに興味多い問題である。是まで解散の原因を探索するに多くの史家は第十五世紀後期及び第十六世紀前期の記録を以つてした。従つてこの時期の僧院生活は甚だよく研究されてゐる。又初期僧院の生活も比較的十分に紹介されてゐる。然るにその中間の時期に關しては全然一般的研究を缺如してゐる。Gasquet の Henry VIII and the Monasteries や English Monasticism の如きものもその缺陷を満たすに足りない。僧院の規約や定則が僧院生活の全部ではない。それ等は寧ろ彼等の理想である。こゝにも吾人は中世に於ける理想と實際との罅隙を發見する。以下吾人は第十二世紀より第十六世紀に至る僧院生活の實際方面を述ぶるに當り、その財務關係を調査しようと思ふ。是等の記録は僧院の日常事務を簡明に記述せんとする以外に特種の目的を有するものではないから、それだけその物質的生活を鮮明ならしむるに便利である。(序論)

是等の時代の僧院には三種の人々が住んでゐた。第一は通常の僧侶 (novices) も、の中に含む) 第二は俗兄弟 (lay brethren) 第三は俗人 (laymen) である。先づ第二の俗兄弟即ち conversi に就

いて始めに述べると、その記録に現れた彼等の數は極めて區々である。シト教團(Cistercians)に於いて最も多く認められるが、同じく變遷を有する。元來初期に於いて筋肉労働、殊に農業労働は重要視され、僧侶自ら業に従ふことを尊しとした。従つてその犁鋤の修繕、建築物修復その他に従事する労働者を必要とし、こゝに純然たる僧侶にあらざるも、相當の教育を受け僧院生活の一部を形成する *Conversi* が生じたのである。次いで僧院の富が増加し尊敬が加はると共に *Conversi* へもマナーや農場に於いて權威ある地位を占め、従つてその數も減じた。最後第十四世紀に於ける領地經營法の一大變革——經濟史上有名なる貨幣化——が行はれると共に *Conversi* が必要階級たることは終に廢絶するに至つたのである。従つてその數は著しく減じ若しくはなくなつてゐる。

次に第三の俗人に就いて述べよう。是等の階級——下僕がその大部分を占む——の發達は他面初期僧院の筋肉労働尊重の氣風は漸次に輕蔑の念に變つて來たことを示すものである。僧侶自身が外部の労働に従事する代りに多くの下僕を雇用するに至つたのである。是等の労働者は一般に次ぎの五つの種類に分かつことが出来る。第一は工匠(鍛冶工、大工、瓦師、裁縫師、靴工の類)第二は製粉所、パン焼所、醸造所等に従事する者、第三は修道院附屬の労働、庭師、家禽番等、第四は厩舎に働く者、走使等も是に屬する、最後に修道院内部の雑務に従事する者(門、食堂、臺所等の雑務その他)である。是等僧院の収入に依つて支へらるゝ俗人労働者の數は後に至るほど夥しいものとなつた。今その一例を挙げると *Evesham* の僧院(*Benedictine*)に於いて一〇八八年から一〇九六年までの數は著しく多くはない。實際僧院に住居する六十六人に對し、工匠と庭師とを除いて雑務に従事する者五十二人である。然るに一三九三年 *Meaux* の僧院(*Cistercian*)に於いては二十六人の僧侶に就いて家内の雑務をする者だけで四十人ゐたと云ふことである。しかも是等の私用の雑務に用さるゝ者は次第に甚だ多くなり、屢々従者その他の數を制限せんと努力したくらゐである。以

上は俗人下僕に就いてあるが下僕以外の俗人も少なくない。然るに是に關する資料が甚だ少なく十分の評価を與へることは出来ない。*Corrodies*(種々なる理由に依つて僧院が與へる年金 *Corrody* を受くる者)僧院又は尼院の經營する學校の職員、教育を托されたる貴族の子弟、入費を拂ふ客等が是等の中に算へられる。

僧侶の數は解散時代には以前より著しく減じてゐる。通常この理由を黒死病流行(*the Black Death*)に歸し、人口減退に伴ふ僧職の減少と貨幣の購買力の低減とを擧げてゐるが必ずしも正しくない。この問題を十分に解決するには第十四世紀初期以前、黒死病時代以前、及び解散當時の三時期の人口を比較する必要がある。その資料は決して豊富ではないが、大體僧侶の減少はすでに黒死病以前に始まると結論し得る。故に上述の原因にのみ歸することは不當ではあるが、その減退の眞原因に就いては何等の解答も與へられない。(第一章)

僧院内部の複雑なる組織、日常生活の注意深き秩序、責任義務の分擔等は驚くべき中世の僧院組織を形成してゐる。今個々の僧院に就いて語るを許されないから、僧院の家計を知るのに最良の一例なりと思惟する *Bury St. Edmund's* 寺院に就いて述べよう。*St. Edmund* の僧院所有の財産の中 *Abbot*(僧院長)のものは別個のものとなし、その他に就いてもそれぞれ、例へば食料方、聖器掛、救貧掛等に關し一定の割宛をなしてゐる。一例を挙げれば *Chamberlain's office* の使用で兄弟達の衣服や靴の料に *Brock* のマナー及びその教會と附屬物、*Hemenhall* の水車及び風車の二製粉場 *Reitham* の教會から六麻の補助金等が割宛てられてゐるが如きである。その外新しく選舉された *Abbot* の羅馬行に關する支給の規定等があるが、こゝには省略する。以上は *Abbot* と僧院との間に締結された規約であるが、この大寺院の物質生活の主流を明かにすることが出来る。然しなほ解決を要する問題がある、第一は *Abbot* 所領と僧院領との區別に關するものであるが、是には僧院の立場から

見て二個の利益がある。一は abbot が自ら費し得る限度を確定し亂費を防止すること、他は abbot の死後王の没収が彼の財産以外に及ばないことである。後者に關しては後に所有權に關する面倒な問題の起るのは自然であらう。

次に問題となるのは僧院の義務とその財産の監理とが obedientiaris と稱せらるゝ役僧に分割され、その収入の大部分が是等に任ざるゝ制度に就つてある。Dean Kitchin が St. Swithun's の僧院に於ける是等の役僧を分類して、Prior (St. Swithun's に於つては abbot と同様) 教會 (Church) 僧院 (House) の三部の各々に屬する者としてゐる。第一は Prior を助ける Sub-Prior, Third Prior, Fourth Prior. 第二は更に (一) 聖器守 (Sacrist) (二) 唱首 (Precentor) (三) 祭祀監督 (Anniversarian) (四) 修復監督 (Custos operum) に分たれ、最後に第三は收納掛 (Receiver) 以下園丁、門番に至るまで十三に分かつてゐるが今その煩を恐れて省略する。この St. Swithun's の分類は略々典型的のものである。この制度に就いて現在の目的から見ても最も興味多く感ずる點は是等の役僧の役目に對する寄與に就いてある。各々の役目に一定の給付のあることは前述の Bury St. Edmund's の例に依つて明かである。是等の役僧がその役に對する給付並びに寄與に直接關係し、換言すれば一つの中央機關の存在なくして直接それ等の源泉から収入を獲得してゐた。故にその職に對する收支の責任はすべて役僧の負擔するところであり、それ等の收支を知らんと欲するならば一々の計算簿を調査する外はないのである。

然るにこゝに全收支を一中央機關に於いて取締つてゐたと考へられる一つの證據がある。それは bursar (出納掛) の存在である。本來 bursar は單に現金並びに貴重品の保管の任に當るに過ぎなかつた。然るに漸次にすべて現金にてなざるゝ出納は bursar に依つて行はれ、Canterbury の如きその權能頗る擴大されてゐる。然しそれとても全部を包含するものではない。一般に於いて bursar は他の役僧の何れもと同様の地位にあるものと見て差支へないであらう。従つて中央機關の存在を云々するのは早計である。是等の制度は一見 abbot の勢力を削ぐものとも見られるであらうが、實際に於いてはその權威は絶體的のものであつた。唯 bishop の巡回制度のみが僧院の財務に關する abbot の獨占的勢力を防止し得たに過ぎない。

Kitchin が中世に於いて他所では殆ど發見し得ない生活實務の典型的組織として僧院を賞讃したのは初期に於いては當つてゐるであらうが、後期に於いては貴族領主の經營の方が遙かに優秀なものであつた。僧院に於ける會計簿の不整頓なることは殆ど論外である。例へば吾人が施與に就いてその一年の支出を見んとするのに施與掛の會計簿だけでは明かでなく、他の役僧のものをも一々参照しなければならぬ。かくの如きはこの制度の分立が深く僧侶の心に染み込み各自一個の團體を形成する傾向があつたからである。然し是等の不整理は必然 abbot 等の權力者の浪費を容易ならしめ、又それ等の僧院の會計を檢査するに愈々困難を感せしめたに相違ない。このことはすでに當時に於いても問題となつたが如くそれぞれの權威者が、例へば Stephen Langton (Council of Oxford) Gregory IX. Innocent IV の如き布令を發して特別に帳簿の檢閲をなさんとしてゐる。上述の如き有様故是を當時の大貴族の家計制度と比較してさらに一層非實務的と云ふべきである。(第二章) 僧院の收入に關し解散時代の Valor Ecclesiasticus に比較する適當な記録がそれ以前には存在してゐない。故にこゝでは僧院の富の源泉に就いて一般的概念を與へるに止める。先づ注意すべき區別は宗教的収入 (spiritualities) と世俗的収入 (temporalities) とである。前者は僧院に與へられた十分の一税 (tithes) 所屬教會、靈廟の供物、等であつて、他は後者に屬する。先づ始めに前者に就いて述べよう。

この中最も重要な部分を占めるものは tithes と教會から生ずる収入である。獻物は屢々多量に上

つたが變動が甚だしい。Durhamに於いて地方的聖人 John Warton の獻物は一四五六年には五磅十四志九片であつたのに一四六一年には十六志六片半となり。一五一三年から一五三四年の間は僅かに八片から十五片の間を往來するに過ぎなくなつた。従つて tithes 及び教會收入の方が重要である。Bishop Frete の説に従へば tithes は古くは廣義に於いて各人の收入の中宗教慈善に使用さるゝ部分であり、すべてが教會の手に歸するものではなかつた。従つて教會は是等の一部の外に他にその維持費としては別途の收入を有してゐた。こゝに於いてか tithes の一部は慈善事業の一つとして僧院に歸することは極めて自然であると云へる。次に教會收入が僧院に歸した場合は甚だ異なる。教區牧師に屬すべき支拂が僧侶の手に移り、僧院は教會及び勤行を行ふ責任を負ふ。こゝに區別しなければならぬことはこの教會擅有 (appropriation of churches) と僧院の有する他の權利、例へば牧師推薦權所有の如きものとである。後者にあつては推薦權だけが僧侶の財産となるのであるも前者にあつては牧師職 (benefice) に關する全收得が僧院のものとなるのである。牧師推薦權 (advowson) に就いて餘り述ぶる必要はないが、屢々完全なる教會擅有の階梯となることがあつたことは注意すべきことである。然し教會擅有のことは徐々に行はれたものでなく、概して急激に行はれたものであるらしい。かくの如き教會は僧院の一員に依つて監督されるのであるが、すでに早くも第十二世紀の初期に於いて修道誓約をなさざる牧師 (secular vicar) の任命されたことは注意すべきことである。是等の牧師の權限、俸給等に關し種々なる困難なる問題が惹起された。又僧院本來の性質と矛盾を來たすことも多かつた。要するに教會擅有の制度は決して好ましいものではなかつた。

次に吾人は世俗的収入に就いて述ぶべきであるが、是等を明確に敘述することは困難である。唯僧院も又他の俗的領主と等しくそれ自體の領地 (demesne) と小作人に貸貸せる部分とを有する。Prof. Savine の計算に従へば前者の収入は後者の十二分の一に過ぎなかつたといふことである。是等の

のマナーの産物は僧院に於いて消費されるのであるが、それ等の記録は明瞭ではない。又彼等はマナーの領主として種々なる負擔を受けるが、僧院マナーに於いては隸農小作が自由小作に變ずることが往々にして惹起し、屢々是を禁止した。その外養魚地・森林、牧場等よりの収入、又製粉場や法廷からの収入があることは他の貴族的領主と同様である。又その保護の下に發達せる都市、さらに鑛山、石切場よりの収入、ある種の特權、例へば Bury St. Edmund's & Reading に於けるが如き貨幣鑄造の權利或ひは市場、入市税徵集の權から得る収入もこの中に算ふべきものである。最後に羊毛取引に依る利益は特に注意すべきものである。殊に収入の大部分を形成したことも少なくない。然し以上の収入は經濟史上に於けるこの時代の著しい變化——都市の發達、領地經營法の變化、勞役の貨幣化、物價の變遷等と共に研究さるべきものである。(第三章)

収入の詳細を知ることの困難なる如く支出に就いても明かでない。然し個々に就いては煩雜なる記載があるが、すでに述べたる如くその間に何等の統一もない。以下五つの項目に分かつて便利とする。第一のものは僧院生活の物質的基礎をなすもの故、後に別個に説くを便利とする。他の四つは監督その他の出張の費用、僧院と大學との一般的關係の費用、僧院の慈善的接待 (hospitality) 費、僧院賑恤 (alms-giving) 費である。先づ監督出張費に就いて述べよう。是等の監督派遣が極めて重要なことは明瞭であるが、然し多くの費用を要したことはその著しい缺點である。殊に bishop の來訪の如きは單に彼及びその一行の接待に多大の費用を要するのみならず、彼等自身の費用も亦甚だしい巨額に達する、中世を通じてなされたこの費用の節減も殆ど成功しなかつた。終には特權を得てこの種の監督制度を免れんとするものさへ生じた程であつた。第二の大學との關係、即ち僧侶の教養を高めんがために、ある大學に——最も多く牛津、劍橋、又は巴里の大學に僧侶を留學せしむるために要する費用は中世に於ける大學生活の費用を知ることが出来る。第十三世紀に於いて

一年約四磅——大略歐洲大戦前の貨幣額八十磅を必要としたと見られる。Benedict XII は僧院改良に熱心であつたので、多くの學徒を大學に送つた。Prebend, Augustinian の兩派は各僧院より二十名毎に一名、但し八名以下のものは除外した。Cistercian 派は四十名中二名、十八名と三十名との間のものは一名送ることを得と規定した。給與額は神學の Master には年十五磅、同じく Bachelor その他には十磅、法典(Canon Law)の Doctor には十二磅十志、同じく Bachelor その他には八磅十五志であつた。又如何に是等を消費すべきかに就いても規定されてゐた。即ち一年五磅は日常經費、二磅十志が衣服及靴代、殘額が書籍代并びに病氣その他の臨時費であつた。

最後に慈善及び賑恤費に就いて云へば、是等は僧院が社會的效果を擧ぐるものとして尊重されたものである。僧院の破壊がその恩恵に俗せる多數の者を路頭に迷はしめたこと、又嘗つて僧侶の所有に屬する土地の保有者が賑恤に關する特別税を認めなくなつたことも事實である。又 Henry の貧民法を必要にするに到つた理由がすべてでないまでも僧院の解散にあるとされた。然るに是等の僧院に依つてなされた救貧事業は一般に想像さるゝが如く大であつたか如何か甚だ疑問である。その前に慈善的接待(hospitality)に就いて一言しなければならぬ。これは數字に依つて表はし得ない慈善の一形式であるが、一般に濫用、殊に富裕なる勢力者に對して用ひられた。大諸侯の一行の接待に使用さるゝが如きである。又時にはそれ等の宿泊所に大なる費用を要し、それ等が寄贈された時にも修復費を多く要し、しかも是を利用する者はその建設者に過ぎぬことが多かつた。貧しい旅行者がその恩恵に浴することは甚だ稀であつた。然らば賑恤の方は如何であつたかと云ふと、矢張り同じ傾向を發見する。即ち大部分は archbishop を始めとして貴族の下僕に與へられてゐる。又それ等の全額も極めて少なく、一例を舉げれば Finchale 記録の示すところに依れば一三四六—七一年に於いて是等の贈與施與の額は全現金収入の約四分、穀物収入の二分に過ぎなかつたことである。

さらに又僧院は單に他の者に依つて殘された救貧基金の監理に止まることも少くなかつた。吾人が僧院救濟事業の状態を見る時、その解散に際し幾何の貧民を増加したか想見するに足る。救濟は僧院の理想であつたのである。然も終に到達し得ざりし理想に過ぎなかつた。(第四章)

第十四世紀、第十五世紀となるに及んで僧院は常に負債に苦んでゐることが明瞭になつた。彼等は殆ど破産の状態に類してゐたと云つてもよかつた。連續的の記録を缺いてゐるから明確なことは云へないが、宗教團體の財政的困難は第十三世紀に於いて頻繁且つ重大になつたと云ふことだけは明かである。一二七九年に十一の Cistercian 僧院で全員三百四十二名にして負債額七千八百三十六磅に達した例がある。この時代の僧院困窮は單に英蘭のみならず、大陸に於いても同様であつたが、その外的原因として Prof. Pirenne の擧ぐるところを見れば、大陸に於いては先づ人心の轉向、商工業の發達、貨幣價値の暴落等である。然し英蘭に於いては第一のものは第十三世紀には未だ殆ど起つてゐなかつたと云つてよい。又第二のものも經濟的進歩の遅れたる英蘭では輸出は原料品に限られ、都市も地方的市場に過ぎず。當時は未だ影響を及ぼすほどでなかつた。然し貨幣の購買力に就いては一言しなければならぬ。貨幣購買力の減退は第十三世紀以降第十六世紀まで引續き起り、僧侶の収入は土地より得るもの多く、殆ど一定せる故終に困難を來たした。前述せる僧侶の減少を第十四世紀に於ける収入の購買力減少に歸するも一つの説明となるであらう。以上の他の外的原因も擧げなければならぬ。先づ Henry III と法皇とが課したる種々なる徵集金、殊に一二五四年、一二七四年、一二九一年の十字軍税(Crusading taxes)を擧ぐべきであらう。その外前述せる監督制度の莫大なる費用、第十四世紀後期の政治的困亂、第十五世紀に於ける薔薇戰爭、等は多少の差違はあれ直接間接寺院經濟に影響した。然しそれ以上に僧院自體に於ける經濟策の失敗に原因するものであらう。又僧院内に於ける縁者登用(nepotism)も失費を多からしめた一因であらう。兎に

角當時僧院の上級に属する人々の奢侈贅澤に依る失費の場合もなくはなかつたが、最も多くの場合は彼等が實務的才能なく浪費多かりしことが最大なる原因であつた。従つて第十四世紀の中頃からは書記(*clerics*)を雇用するに至つた。以上の誤れる經營法と浪費と之に加ふるに失費多き來訪者とに依つて僧院が多くの借財に苦しむは極めて當然なことであらう。

かくの如き借財より逃るゝに如何なる方法を以つてしたか。先づ収入の増加を圖るよりないが、一時的増收法と永久的増收法とに分かつことが出来る。先づ前者に就いて述べよう。第一に借財であるが、是は一時的の急を救ふに止まり何等の解決をも與へぬことは云ふまでもない。中世の金貸が大部分猶太人であり、猶太人放逐後は伊太利商人であつた。彼等に高利を拂つたことは教義に反するに拘らず實際に行はれてゐた。次に將來の産物の販賣を約して現金を取得することであつて最も興味ある方法である。是は最も多く羊毛に於いて行はれ、伊太利商人との間に殆ど定期的に行はれてゐた。第三に僧院の土地を小額賃料を以つて長期貸與の契約をなし、その代り多額の契約金を徴集する方法である。是は屢々行はれたやうに誤用さるゝと益々危険な状態に陥入らしめる恐れがある。最後に前に一言せる *corrody* の販賣である。是に就いては多くの議論があるが、こゝには省略して、直ちに永久的増收法に就いて略述しよう。是等の中に算ふべきものには遺贈、獻納の増加を計ること、殊に僧院附近の人々の信仰心を啓發すること、又種々なる投機事業等がある。最後のものは低當權の購入等が挙げられる。然し是等は何れも急激に効果を挙げ得ぬことは明かであらう。この章に尼院(*nunneries*)に就いて著者は一言してゐるが、こゝでは省略する。(第五章)

すでに僧院の支出を論じたところで僧院日常生活の費用を論外に置いたが、今こゝで最後に僧院生活の物質的方面を論ずれば自ら明瞭になるであらう。St. Benedict が東方修道院の難行苦行を排斥して西方修道院を樹立したのであるが、その生活態度は伊太利農夫のそれと大差ないものであつたらう。(ベネディクト派修道院の初期の状態に就いては筆者の編せる「經濟史研究」第一卷所載本間喜一君の論文を参照されし。然るに初期に於けるそれ等の嚴格なる規則、局限せる物質生活は後期に至つて全然廢棄されてしまつたのである。單に *Benedictian* に止まらなかつた。Cistercian の如きも病者にあらずんば肉食を嚴禁されてゐたのに早くも一二五六年に是を再度布告する必要あり、一三三五年には理論的にも廢棄されたのである。こゝに一々衣食に就いて詳しく紹介する餘裕を有たないが、要するに僧侶は是等兩方面共に普通の俗社會の程度より遙かに高いものであり、又その僧院生活の單調を破るべき娛樂さへも豊富に存在してゐたのである。さらに初期僧院生活の一特徴たる共產制度の如きも殆ど全く廢止されたと云つてもよく、各僧侶に小遣錢を支給する制度さへ樹立された。今彼等の物質的生活の概念を得るために各時代に於いて一年一人の僧侶を維持するに要した貨幣額を擧げて見よう。勿論これを算出する資料は少なく、又同一僧院に就いて材料を得ることも困難であるが、歐洲大戰前の貨幣價值に換算して大略左の如くである。

	第十二世紀	第十三世紀	第十四世紀	第十五世紀	第十六世紀
Waverley	十三磅六志八片				
Meaux		九十磅	百四磅		
Bury St. Edmund's		八十五磅			
Whalley		六十磅			
Durham		百二十磅			
Walden			百磅		
Bath					百二十磅

之を要するに僧院生活の禁欲主義は全く根絶し、僧院生活に對する愛も誇も失はれてしまつた。徒らに内部の紛擾を重ね、財政的困難に陥つた。僧院解散時代に於いてはすでに僧院は衰頹して

ゐたのである。換言すれば中世に於ける僧院は近世に於いて殆ど用無きものとなつた。僧院解散の理由を英國々民の輕信、卑怯、忘恩等に歸することは當つてゐない。新時代への變遷を考慮に入ることが必要である。この點に於いて上述せる僧院の財政的頹廢は一層この間の事情を説明するものと云はなければならぬ。(第六章)

以上余は Snape の “English Monastic Finances” の梗概を略述した。餘して盡さざる缺點はあるとも、大略を覗ふには十分であると思ふ。元來英國經濟史に於いて寺院の占むる地位は甚だ重要である。中世英蘭に於いて寺院の領地はその大部分を占め、第十二世紀頃のマナー經營法を知るにも是等寺院所有の記録が重要なものになつてゐる。従つてそれ等の文書の編纂等は少なくないにも拘らず、實際の經濟制度を簡明に綜合的に敘述したものは殆ど見當らない。本書はこの點に於いて有用なものである。A. N. Savine の English Monasteries on the eve of the Dissolution ほど詳細を極めたものではないが、その代りそれは偏してゐない。唯一讀餘りに僧院の頹廢を論ずるにのみ力を注ぎ過ぎた恨みがあり、結論を正當化するに餘りに急ではなかつたかと思はれる。さらに僧院とその所領との經濟的關係を一層詳細に敘述したならば、經濟史として利するところ一層多かつたらう。この書は一九二二年 Prince Consort Prize の當選論文を訂正し、Cambridge Studies in Medieval Life and Thought の一書として本年始めて刊行されたものである。

(一九二六年八月十八日)

野村兼太郎

土方成美氏著

「我國民經濟と財政」

財政と價格經濟の關係を單なる機械的關係と見ずして内面的機能的關係を辿り、兩者を統一する見地を求め同一平面から眺めて見たいと云ふのが「財政學の基礎概念」以來著者の要求であり本書生誕の動機であると云ふ。

本書は其内容を八講に分つ。

第一講、總説に於て先づ「經濟、經濟の原則、經濟組織、國民經濟を説明する。經濟とは配分即ち物の支配を人々の間に分けることである。支配するとは「物を自分の欲する一定の状態に置く」ことである。經濟とは配分であつて生産すること云ふことも他人に提供するための生産でなければ、技術であつても經濟ではない。配分には生産が殆ど常に伴つて居るし、又事實上生産は極めて重要な事柄であるが、經濟の中心問題は配分であつて生産物が出来上つた後之を御互の間に分ける場合、生産が配分と關係がある時に始めて經濟問題と關係する。

物には生産の手段と生産物があるが此生産手段生産物の支配を分ける即ち配分が社會成員の間に現在何を標準とし又は如何なる原則に従つてゐるかの經濟原則については之を必要を標準とするものと、貢献を標準とするものを配分上の二原則とし、此各人の必要、貢献を誰に判断せしめ誰に行はせるかによつて經濟組織に差異が出来る。今日の世の中では統制組織と自由組織とが相並んで行はれ、自由組織の主なるものは價格組織であることは現實である。價格組織は法律を以て規律され、又價格組織を統制組織によつて規律する。更に進んで自ら統制配分を行ふための統制機關は一つの